

協議事項1 生徒の参加方法について(P35)

下記の各記載内容についてご意見があればご指摘ください。

教育委員会は、周辺市町も含めてどのような地域クラブ活動があるのか情報を整理し、毎年度当初に、生徒に地域クラブ活動の一覧を提示します。

【教育委員会による情報整理のイメージ】

スポーツ活動一覧

所在	団体名
市内	とばスポーツクラブ
	野球
	バレー
	・
	・
市外	〇〇
	△△
	□□
	●●
	▲▲



活動案内

項目	内容
団体名	鳥羽FC（とばスポーツクラブのサッカー競技主管団体）
競技種目	サッカー
活動方針	自分と向き合っていくための「アドバイス」や「問いかけ」を通じ、集団の中で協調し、自分で課題を解決していく力を付けていきます。初心者も歓迎！
活動日	練習：毎週日曜日午前を基本に活動。火曜夜は一般会員と一緒に交流します。 試合：下記公式戦のほか、適宜練習試合を組みます。
公式戦	高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ2023三重、日本クラブユース選手権(U-15)大会、eisu杯三重県ユース(U-15)サッカー選手権大会
その他活動	Jリーグ観戦、合宿を予定
年会費	●,000円
月会費	■,000円
参加者が準備するもの	ボール、練習着、スパイク、フットサルシューズ、ソックス（ユニフォームは貸与します） Jリーグ観戦、合宿等イベントについては一部参加負担をお願いしています
連絡手段	らくらく連絡網
問合せ先	鳥羽FC 代表 〇〇 〇〇 TEL090-………

【たたき台】

参加費の支払いは、《①各実施主体の取決めに沿って②とばスポーツクラブの取決めに沿って》行うものとします。
《①また、とばスポーツクラブ構成団体の複数の活動に参加したい場合は、+〇,000円の負担で2つ目の活動に参加することができるものとします。②この文章は記載しない。》

【修正案】

年会費・月会費の支払いは、とばスポーツクラブの場合はとばスポーツクラブの取決めに沿って、それ以外は当該スポーツクラブの取決めに沿って行うものとします。
また、複数の競技種目に参加したい場合は、どの競技を優先するか意思表示を明確にして参加するものとします。

協議事項2 活動推進に係る支援について(計画P37)

協議事項3 改革推進期間後の休日の学校部活動の取扱いについて(P38)

下記の各記載内容についてご意見があればご指摘ください。

【たたき台】

7 活動推進に係る支援

教育委員会は、とばスポーツクラブ全体の運営を調整するコーディネーター役を配置するほか、必要となる各種事務を担い、生徒があらゆる選択肢を把握できるよう、とばスポーツクラブ以外の地域クラブ活動も含めて生徒に周知を図ります。

また、困窮を理由に地域クラブへの参加ができなくなることを防ぐため、学校部活動同様、困窮世帯への支援を行うよう努めます。

【修正案】

7 活動推進に係る支援

運営主体は、とばスポーツクラブ全体の運営を調整するコーディネーター役を配置するほか、必要となる各種事務を担うことで、指導者の負担軽減に努めます。

教育委員会は、生徒があらゆる選択肢を把握できるよう、とばスポーツクラブ以外の地域クラブ活動も含めて生徒に周知を図るほか、困窮を理由に地域クラブへの参加ができなくなることを防ぐため、学校部活動同様、困窮世帯への支援を行うよう努めます。

8 改革推進期間後の休日の学校部活動の取扱い

令和9年度中に実施体制が整わない競技等については、地域スポーツクラブへの移行が出来ないものとして、令和10年度以降は平日も含めた新規参加者の募集を行わないものとします。

8 改革推進期間後の休日の学校部活動の取扱い

令和9年度中に実施体制が整わない競技等については、地域スポーツクラブへの移行が出来ないものとして、令和10年度以降は平日も含めた新規参加者の募集を行わないものとします。

ただし、平日の活動について、スポーツ庁から新たな指針が示され、大きな方針転換が図られるような場合には、その状況により今後のあり方を再検討します。

対象者：まずは各競技において、休日の中学生を対象に指導ができる体制の構築、活動を優先する。
→一般市民へのサービス拡充については、各競技主管団体の裁量により、鋭意判断していく。

運営面：各競技主管団体が培ってきたクラブ運営手法を活かしていただくため、主管団体による指導を基本的な活動として推進しつつ、一団のクラブになることで生じるメリットを提供できるよう、全体向けの又は他競技との連携が生まれるプログラムに並行して取り組む。

（例）著名アスリート招聘、体の使い方や食育等の知識、各主管団体が実施するスポーツ観戦など

参加費：「年会費」と「月会費」を次の通り定義し、次頁の区分の例により充当することを前提に、年会費はクラブ事務局が、月会費は各主管団体がその額を決定する。

一般市民の参加を対象とする場合には、その月会費についても主管団体で設定する。

収入処理は、年会費はクラブ事務局が、月会費は主管団体が行い、主管団体で会計処理、監査を受け、残金は主管団体で繰り越す。

項目	年会費	月会費
定義	とばスポーツクラブ全体の運営に係る費用に充当（クラブが決定）	各競技ごと、主管団体の活動内容ごとに差異が生じる費用に充当（主管団体が決定）
会費の収入処理	鳥羽スポーツクラブ事務局	主管団体
会計処理	全体運営部分、直営競技部分について、とばスポーツクラブ事務局が行う	主管団体が行う
監査	前行に同じ （全主管団体の監査結果の確認作業）	主管団体で監査する
残金の扱い	とばスポーツクラブ事業で繰越金処理	主管団体で繰越金処理

寄付金：クラブへ頂戴した寄付金は、「活動状況を考慮して配分を行う」ことができるよう、調整の場を設けるものとする。

	年会費(会員一律)		月会費(競技別に設定)	
充当すべき支出	とばスポーツクラブ全体の運営費		各競技別の活動費	
①事務局運営費	コーディネーター役給料	○		—
	事務局員給料	○		—
	保険料(訴訟費用対応:長が加入)	○		—
	情報発信費(寄附活動含む)	○		—
	消耗品費	○		—
②会議費	総会等会場借り上げ費	○	各競技別の会議	○
③イベント費	講師謝金(講演・教室・食生活等 会員全員を対象とするもの)等	○	各競技別のイベント・合宿等	○
④保険料	会員のスポーツ保険	○	指導者スポーツ保険	○
⑤登録費		—	競技別協会・スポーツ少年団等	○
⑥資格費		—	指導・審判資格の取得及び更新等	○
⑦指導費		—	指導者の謝金、交通費等	○
⑧練習・試合費		—	会場使用料、招待試合参加費等	○
⑨備品費		—	ユニフォーム積立(貸出しの場合)	○
⑩消耗品費		—	各競技運営に必要なもの	○
⑪その他				